

議第62号

呉市特別職員給料給与条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市特別職員給料給与条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市特別職員給料給与条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例

呉市特別職員給料給与条例等の特例に関する条例（平成14年呉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>呉市特別職員給料給与条例等の特例に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、呉市特別職員給料給与条例（昭和24年呉市条例第12号。以下「特別職員給与条例」という。）<u>及び呉市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和28年呉市条例第12号。以下「教育長給与条例」という。）</u>に基づいて支給する給料の額を減額するための特例を定めるものとする。</p> <p>（市長等の給料の額等）</p> <p>第2条 <u>平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長、副市長及び企業管理者（以下「市長等」という。）の給料月額</u>は、特別職員給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から次の各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間</u> 当該給料月額の100分の5に相当する額</p> <p>(2) <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間</u> 当該給料月額の100分の8に相当する額</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、特別職員給与</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>呉市特別職員給料給与条例の特例に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、呉市特別職員給料給与条例（昭和24年呉市条例第12号。以下「特別職員給与条例」という。）に基づいて支給する<u>期末手当の額</u>を減額するための特例を定めるものとする。</p> <p>（市長の期末手当の額）</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: right;">特別職員給与条例第3条の規定による</p>

条例第3条の規定による市長等の期末手当（平成25年12月に支給するものに限る。）の額を算出する際の基礎となる給料月額は、特別職員給与条例第2条に定める給料月額から当該給料月額の100分の3に相当する額を減じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、呉市特別職員退職手当支給条例（昭和33年呉市条例第33号）第2条第2項及び第3項の規定による市長等の退職手当の額を算出する際の基礎となる給料月額は、第1項の規定による減額をする前の給料月額とする。

（教育長の給料の額等）

第3条 特例期間における教育長の給料月額は、教育長給与条例第2条第2項の規定にかかわらず、同項に定める給料月額から次の各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。

(1) 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間 当該給料月額の100分の5に相当する額

(2) 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間 当該給料月額の100分の8に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、教育長給与条例第2条第3項の規定による教育長の期末手当（平成25年12月に支給するものに限る。）の額を算出する際の基礎となる給料月額は、同条第2項に定める給料月額から当該給料月額の100分の3に相当する額を減じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、教育長給与条例第2条第4項の規定による教育長の退職手当の額を算出する際の基礎となる給料月額は、第1項の規定による減額をする前の給料月額とする。

市長の期末手当（令和2年6月に支給するものに限る。）の額を算出する際の基礎となる給料月額は、特別職員給与条例第2条第1号に定める給料月額から当該給料月額の100分の30に相当する額を減じて得た額とする。

（副市長の期末手当の額）

第3条

特別職員給与条例第3条の規定による副市長の期末手当（令和2年6月に支給するものに限る。）の額を算出する際の基礎となる給料月額は、特別職員給与条例第2条第2号に定める給料月額から当該給料月額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、市長等の期末手当を減額するため、この条例案を提出する。